

## 業 務 委 託 契 約 書 （案）

1 事業の名称 指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託

2 事業場所 鹿児島県指宿市十二町4692番地1

3 事業期間 契約締結日から令和14年3月31日まで

事業準備期間：契約締結日から令和4年3月31日まで

運転管理期間：令和4年4月1日から令和14年3月31日まで

4 委託料

(1) 固定料金 年\_\_\_\_\_円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 \_\_\_\_\_円)

(2) 変動料金1（熱回収施設） 1トン当たり\_\_\_\_\_円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 \_\_\_\_\_円)

(3) 変動料金2（リサイクルセンター） 1トン当たり\_\_\_\_\_円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 \_\_\_\_\_円)

5 契約保証金 契約保証金は、年間委託料の100分の10以上とし、各事業年度の開始日までに納付することとする。ただし、保険会社との間に発注者を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金を免除する。

上記の委託業務について、指宿広域市町村圏組合（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、以下の条項のとおり契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年1月 日

甲 鹿児島県指宿市開聞仙田7 1 1 番地4  
指宿広域市町村圏組合  
管理者 豊留 悦男 印

乙 住 所  
氏 名 印

(総則)

- 第1条 乙は、指宿広域クリーンセンター（以下「本施設」という。）の適用となる法令について、自らの責任と費用において調査したうえで、適用となる法令及び別記1「仕様書等」（以下「仕様書等」といい、そのうちの特定のものを指す場合には、「仕様書等の1，2」などとして、別記1の番号で示すものとする。）に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の事業期間中、当該委託業務を実施しなければならない。なお、乙は、頭書の管理運営開始日から本施設の管理運営を円滑に開始できるよう頭書の事業準備期間中に必要な準備を完了するものとする。乙は、仕様書等のうち、指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託 入札説明書及び指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託要求水準書（以下これらを「要求水準書等」という。）に記載された情報及びデータのほか、この契約締結時に利用し得る全ての情報及びデータを十分に検討したうえで、この契約を締結したことをここに確認する。乙は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、業務の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかった旨を主張することはできない。ただし、乙の当該情報及びデータの未入手が、要求水準書等の誤記等甲の責に帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。
- 2 仕様書等に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。
  - 3 前項及び前々項の違反は乙の債務不履行を構成するものとする。
  - 4 この契約、要求水準書等、仕様書等の3ないし7の間に矛盾又は齟齬がある場合は、この契約、要求水準書等、仕様書等の3ないし7の順にその解釈が優先するものとする。ただし、仕様書等の3ないし7のいずれかが要求水準書等に示された要求水準をより厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、当該仕様書等が要求水準書等に優先するものとする。
  - 5 乙は、経営の透明性を確保するために、毎事業年度の2月末日までに、翌事業年度の経営計画を、乙が別途定めて甲が承認した様式により作成のうえ、甲に提出するものとする。甲は、当該経営計画を確認し、疑義がある場合には、乙に対し、質問、修正要望等を行うことができるものとする。この場合、乙は、甲の質問、修正要望等に誠意をもって対応しなければならない。
  - 6 乙は、経営の健全性および透明性を確保するために、会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る事業報告とその附属明細書および計算書類とその附属明細書ならびに監査報告書を、その確定後1ヶ月以内に甲に提出するものとする。甲は、必要があると

認める場合、受領した書類の全部または一部を公表することができるものとする。甲は、受領した書類を確認し、疑義がある場合には、質問等を行うことができるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、委託業務の処理を他に委託してはならない。ただし、仕様書等に基づき甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(業務内容の変更等)

第4条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は業務期間を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(業務完了期限の延長)

第5条 乙は、天災地変その他自己の責めに帰することのできない理由により業務完了期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、遅滞なくその理由を付して、甲に対して業務完了期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

(事情変更による委託料の変更)

第6条 この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により物価又は賃金に著しい変動を生じ、そのため委託料が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して委託料を変更することができる。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し、発生した事故に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、委託業務を終了した都度(四半期毎)、遅滞なく、甲に対して完了通知書及び確認申請書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の確認申請書を受理したときは、その日から10日以内に、乙又はその代理人の立会いのもとに、委託業務の実施を確認するための検査をしなければならない。ただし、乙又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査できる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の終了及び再検査の場合に準用する。
- 5 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、委託業務に係る目的物を甲に引き渡すものとする。
- 6 甲は、この契約に基づき乙が甲に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権に関し、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、乙に対して、期限を指定して、その契約不適合の補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求に代え、損害賠償の請求をすることができる。
- 3 甲が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求することができない。ただし、乙が引き渡した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 4 前3項に定めるもののほか、契約不適合責任に関する事項については、民法の定めに従うものとする。

(業務の履行責任)

第9条の2 乙は、本施設の基本性能(要求水準書等に定める意味を有する。以下同じ。)を維持して業務を履行する責任を負うものとし、理由の如何を問わず、本施設の基本性能が確保されていないことはこの契約に基づく業務の不完全履行を構成し、これを直ちに改善する義務を負う。

- 2 乙は、本事業の各業務の遂行過程で、次のいずれかの場合に該当し、本施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合その他本施設の基本性能が確保されていないと認められると

きは、乙は、自己の費用及び責任で、施設の基本性能を発揮させ、適切に廃棄物の処理処分を行うために必要な設備等の部分取替、調整、補修、更新等の対応を行う。

- (1) 運転上支障がある事態が発生した場合
- (2) 構造上・施工上の欠陥が発見された場合
- (3) 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合
- (4) 性能に著しい低下が認められた場合
- (5) 主要装置の耐用が著しく短い場合

3 甲は、頭書の事業期間終了時における要求水準書等に定める本施設の明渡しから1年以内に、前項のいずれかの場合に該当し、本施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合その他本施設の基本性能が確保されていないと認められるときは、これを改善して本施設に基本性能を確保せしめるべく、乙に対して相当の期間を定めて本施設の基本性能を発揮させ、適切に廃棄物の処理処分を行うために必要な設備等の部分取替、調整、補修、更新等の対応につき完全な履行を請求し、又は当該履行に代え若しくは当該履行とともに損害賠償の請求をすることができる。

4 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(委託料の支払)

第10条 甲は、頭書の委託料を別記2「委託料の支払方法」に従い支払うものとする。ただし、甲は、第16条第2項に基づく甲による業務のモニタリング及び乙の業務遂行状況の結果により、仕様書等の1別紙1記載のモニタリング実施要領等に定めるところに従って委託料の減額又は支払停止することができるものとする。

2 甲は、委託料の請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(履行遅延に対する遅延利息)

第11条 乙がその責めに帰すべき理由により業務完了期限内に委託業務を完了しない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払わなければならない。

2 前項の遅延利息の額は、業務完了期限の翌日から委託業務を完了した日までの日数に応じ、委託料(委託業務が可分のものであるときは、委託料から一部完了額を控除した額(その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数

を切り捨てる。)) に対して年2.6パーセントの割合で計算した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

（支払遅延に対する遅延利息）

第12条 甲がその責めに帰すべき理由により第10条第2項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、未支払委託料に対して年2.6パーセントの割合で計算した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

（契約の解除）

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、書面により乙に通知して、この契約を解除することができる。

- (1) 業務完了期限内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第2条及び第3条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 仕様書等の1の別紙—1記載のモニタリング実施要領等に従ってこの契約を解除できるとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する日時までに、支払うものとする。なお、当該違約金は、損害賠償の予定でなく、甲に違約金を上回る損害が生じた場合には、甲は乙に当該損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、必要があると認めるときは、委託業務の一部完了部分の引渡しを乙に請求することができる。この場合において、甲は、その一部完了額を乙に支払うものとし、その支払金額は、甲乙協議して定めるものとする。

（秘密の保持）

第14条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第15条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記3

「個人情報取扱特記事項」及び別記4「特定個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(委託業務の調査等)

第16条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

2 前項のほか、甲は、頭書の事業期間中、仕様書等の1の別紙—1記載のモニタリング実施要領等に従い、本事業の各業務に係る遂行状況並びに本施設の運転管理の状況のモニタリングを行うほか、乙による本事業の各業務の遂行状況等を確認することを目的として、随時、本施設へ立ち入るなど必要な行為を行うことができる。また、甲は、乙に対して本事業の各業務の遂行状況や本事業の各業務に係る管理経費等の収支状況等について説明又は資料開示を求めることができる。

3 前項によるモニタリングの結果に基づき、甲は乙に対して、仕様書等の1の別紙—1記載のモニタリング実施要領等に従って必要な是正勧告その他の措置を講じることができるものとする。この場合、乙は、当該措置以降に仕様書等に基づき甲に提出される関連の業務に係る各種の業務報告書に、甲が講じた措置に対する対応状況を記載して、甲に対し、その報告を行うものとする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に関する紛争等の解決)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第19条 乙は、前各条のほか、甲が定める規則及び関係法令を遵守するものとする。

別記 1

仕様書等

- |   |                                    |                 |
|---|------------------------------------|-----------------|
| 1 | 指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託<br>を含む。) | 入札説明書(公告後の質問回答) |
| 2 | 指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託<br>を含む。) | 要求水準書(公告後の質問回答) |
| 3 | 指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託          | 管理運営業務提案書       |
| 4 | 指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託          | 管理運営業務提案図書      |
| 5 | 指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託          | 事業計画提案書         |
| 6 | 指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託          | 委託料に関する提案書      |
| 7 | 指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託          | 管理運営業務提案書参考図書   |

## 別記 2

### 委託料の支払方法

1 甲は、委託料（固定料金、変動料金 1 及び変動料金 2 の合計額）について、四半期毎に年 4 回支払うものとする。

2 固定料金の支払額は、次のとおりとする。

\_\_\_\_\_円／四半期

3 変動料金 1 及び変動料金 2 の支払額は、四半期毎に甲が計量を行った処理対象物の搬入量に基づき、次の式により算出した額とする。なお、算出した額に 1 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

$$\text{変動料金 1} = \text{変動料金 1 単価} \times \text{熱回収施設廃棄物処理量 (t)}$$

$$\text{変動料金 2} = \text{変動料金 2 単価} \times \text{リサイクルセンター廃棄物処理量 (t)}$$

ただし、委託料は、物価変動に基づき年 1 回改定できるものとし、上記の固定料金及び変動料金単価に対し、物価変動を勘案して定める。物価変動の判断に用いる指数としては、

【消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」）】とする。また、消費税及び地方消費税の税率の変更があった場合には、税率の変更に合わせて改定する。

4 甲は、2 の額及び 3 により算出した額を合計した額を乙へ通知する。なお、甲は固定費の減額がある場合は、その旨を乙に通知する。

5 乙は、4 の通知に対して異議がないときは、委託料の請求書を甲に提出する。

6 甲は、5 の請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

7 甲は、4 の通知に対して乙から異議の申出がなされたときは、委託料の金額について、甲と乙で協議を行い、精算等を行うものとする。ただし、乙が、4 の通知を受領した日から 10 日以内に異議を申し立てないときは、異議がないものとみなす。

8 固定料金は、支払対象期間が 3 か月に満たない場合は、日割計算により算出した額を支払うものとする。なお、算出した額に 1 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

### 別記3

#### 個人情報取扱特記事項

##### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

##### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を遵守させるものとする。

##### (保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にし、及び作業場所を特定するとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

##### (適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

##### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

##### (複写、複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き

渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

特定個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による委託業務(以下「委託業務」という。)の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、特定個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密保持義務)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、委託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を遵守させるものとする。

(事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止)

第3 乙は、委託業務を行うために特定個人情報等を保有するときは、特定個人情報等の利用の目的(以下「利用目的」という。)を明確にし、作業場所を特定するとともに作業場所の外へ特定個人情報等を持ち出してはならない。

(保有の制限等)

第4 乙は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報等を保持してはならない。

2 乙は、委託業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、利用目的を明示しなければならない。

(特定個人情報の目的外利用の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、特定個人情報等を利用目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(再委託における条件)

第6 乙は、甲の承認があるときは、この契約による特定個人情報を取り扱う業務を第三者に委託することができる。

2 乙は、再委託先がこの契約による特定個人情報を取り扱う業務に対し、乙が果たすべき安全管理措置(設備、技術水準、従業員に対する監督・教育の状況、経営環境等)と同等の措置が講じられているかを確認し、甲に報告し承認を受けなければならない。

3 乙は、再委託先に対してこの契約と同等の再委託契約を締結しなければならない。また再委託契約の中には、再委託先がさらに再委託を行おうとする場合には、事前に甲及び乙の承認を受けるものとする規定を設けなければならない。

4 乙は、再委託先に対して監督義務を負う。

(漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任)

第7 乙は、特定個人情報の漏えい事案等(漏えい、滅失、毀損)がないよう必要な措置を講ずるものとし、乙の支配が可能な範囲において特定個人情報の漏えい事案等に関し責任を負うものとする。

2 乙が、この契約に違反して、委託業務の目的外に利用した場合または第三者に提供・開示・漏えい等した場合には、乙は直ちに甲に報告しなければならない。この場合、乙は、速やかに必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、甲に対し調査結果および再発防止策の内容を報告する。

3 特定個人情報の漏えい等に関し、第三者等から、訴訟上または訴訟外において、甲に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、乙は当該申立の調査解決等につき甲に合理的な範囲で協力するものとする。

4 前項の第三者からの甲に対する申立が、乙の責任範囲に属するときは、甲は、乙が当該申立を解決するのに要した一切の費用を負担する。

5 特定個人情報の漏えい等に関し、第三者等から、訴訟上または訴訟外において、乙に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、乙は、申立を受け、それを認識した日から5日以内に甲に対し、申立の事実および内容を書面で通知するものとする。

6 甲が必要と判断するときは、甲は、乙に対し、相当かつ合理的と認められる範囲で前項の申立の解決に関する指示または援助を行うことができる。

7 本条の定めは本契約終了後も有効とする。

(委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄)

第8 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した特定個人情報等が記録された資料等(以下「特定個人情報等が記録された資料等」という。)を複製し、又は複製してはならない。

2 乙は、委託業務完了後直ちに特定個人情報等が記録された資料等を甲に返却、又は廃棄するものとする。ただし、

甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

3 特定個人情報記録された書類、機器及び電子媒体等を廃棄する場合は、復元不可能な手段を採用するものとし、甲に対し廃棄したことについて証明書等を提出しなければならない

(特定個人情報を取り扱う従事者の明確化)

第9 乙は、特定個人情報の管理をつかさどる取扱責任者(特定個人情報の目的外利用、又は漏えい等が発生しないように適切な措置を講じ、特定個人情報に関する甲との連絡窓口となる者。)及び取扱担当者(以下「従事者」という。)を定め、甲に書面により契約締結後7日以内に提出しなければならない。

(従業者に対する教育・訓練)

第10 乙は、特定個人情報を取り扱う従事者に対し、委託業務の実施に必要な教育及び訓練をしなければならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知った場合、すみやかに書面にて甲へ報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲が委託業務の遵守状況及び特定個人情報の安全管理体制等の報告を求めた場合、すみやかに書面にて甲へ報告しなければならない。

3 前項の報告において、安全管理体制等の改善が必要と判断された場合、甲乙協議して対応するものとする。

(実地調査)

第12 甲は、乙が委託業務を処理するために取り扱っている特定個人情報の安全管理体制等について、随時、実地に調査することができる。乙は、合理的事由のある場合を除き、調査に協力しなければならない。

2 甲は、前項の調査の結果、安全管理体制等の改善が必要と判断された場合は、乙にその改善を指示することができる。

(契約解除及び損害賠償)

第13 甲は、乙がこの特定個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

以上